

九州大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規則

平成16年度九大規則第101号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 3月30日
(令和2年度九大規則第79号)

第1条 この規則は、九州大学学部通則(平成16年度九大規則第2号)第39条第3項及び九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)第42条第3項の規定に基づき、入学料の免除及び徴収猶予について必要な事項を定める。

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の許可は、総長が行うものとし、九州大学学生支援委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

第3条 入学料の免除及び徴収猶予を受けることができる者の資格、範囲及びその認定方法等については、委員会において定めるところによる。

第4条 この規則に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第97号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規則第39号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規則第79号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。